令和4年6月1日以降公告から適用

建築工事における低入札価格調査基準価格等の算定式の取扱いについて

都市整備部<u>(住宅建築局を除く。)、大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用</u> 促進担当及び泉州港湾・海岸部)及び大阪都市計画局発注の建築工事における低入札価格調査基準価格 及び最低制限価格の算定式について、以下のとおり取り扱います。

[算定式]

下記の1~4の合計額

- 1. [直接工事費-(直接工事費×10%)] × 97%
- 2. 共通仮設費 × 90%
- 3. [現場管理費+(直接工事費×10%)] × 90%
- 4. 一般管理費等 × 68%

〔設定範囲〕

予定価格算出基礎額の75%から92%の範囲

※ただし、昇降機設備工事及び浴槽設備工事については、予定価格算出基礎額の75% とする。

【算定式の適用にあたっての注意点】

建築工事(建築設備工事等を含み、土木一式工事を除く。)における直接工事費は、直接工事費と 現場管理費相当額で構成されているため、直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10%を 乗じた額)を減じた額を直接工事費とし、現場管理費に現場管理費相当額(直接工事費に10%を乗 じた額)を加算した額を、現場管理費として上記の算定式に適用することとします。

※ 低入札価格調査基準価格等については、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」第7 条及び第8条並びに「予定価格等のランダム係数処理基準」第4条に基づきランダム係数処理を 行う。

令和元年5月31日以降公告から適用

建築工事における低入札価格調査基準価格等の算定式の取扱いについて

都市整備部発注の建築工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定式について、以下のとおり取り扱います。

[算定式]

下記の1~4の合計額

- 1. [直接工事費-(直接工事費×10%)] × 97%
- 2. 共通仮設費 × 90%
- 3. [現場管理費+(直接工事費×10%)] × 90%
- 4. 一般管理費等 × 55%

[設定範囲]

予定価格算出基礎額の75%から92%の範囲

※ただし、昇降機設備工事及び浴槽設備工事については、予定価格算出基礎額の<u>75</u>%とする。

【算定式の適用にあたっての注意点】

建築工事(建築設備工事等を含み、土木一式工事を除く。)における直接工事費は、直接工事費と現場管理費相当額で構成されているため、直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10%を乗じた額)を減じた額を直接工事費とし、現場管理費に現場管理費相当額(直接工事費に10%を乗じた額)を加算した額を、現場管理費として上記の算定式に適用することとします。

※ 低入札価格調査基準価格等については、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」第7 条及び第8条並びに「予定価格等のランダム係数処理基準」第4条に基づきランダム係数処理を 行う。